

No. 7

令和6年（3月）

第1回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度熊谷市一般会計補正予算(第8号))	財 政 課	1
第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例)	職 員 課	10
第 1 2 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	市 民 課 都 市 計 画 課	13
第 1 3 号	熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する 条例	ス ポ ー ツ タ ウ ン 推 進 課	16
第 1 4 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例	消 防 総 務 課	17
第 1 5 号	熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正 する条例	予 防 課	19
第 1 6 号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	22
第 1 7 号	事業契約の締結について (仮称)道の駅「くまがや」整備事業(その1))	東 部 地 域 開 発 推 進 室	25
第 1 8 号	市道路線の認定について	管 理 課	26
第 1 9 号	市道路線の廃止について	管 理 課	28

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度熊谷市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

専決処分書

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度熊谷市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,572,595千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月31日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		16,160,740	521,209	16,681,949
	2 国庫補助金	5,178,749	521,209	5,699,958
歳 入	合 計	77,051,386	521,209	77,572,595

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		34,270,788	521,209	34,791,997
	1 社会福祉費	16,879,092	521,209	17,400,301
歳 出	合 計	77,051,386	521,209	77,572,595

総 括

1 総 括			
歳入歳出補正予算事項別明細書			
(歳 入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	16,160,740	521,209	16,681,949
歳 入 合 計	77,051,386	521,209	77,572,595

総 括

総括

(歳出)				単位 千円			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	34,270,788	521,209	34,791,997	521,209	0	0	0
歳出合計	77,051,386	521,209	77,572,595	521,209	0	0	0

総括

第15款 国庫支出金

2 歳 入						
第 15款 国庫支出金		521,209				
第 2項 国庫補助金		521,209		単位 千円		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	0	521,209	521,209	1 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	521,209	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額) 521,209
計	5,178,749	521,209	5,699,958			

第15款 国庫支出金

第 3款 民生費 第 1項 社会福祉費

3 歳 出										
第 3款 民生費		521,209								
第 1項 社会福祉費			521,209			単位 千円				
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	13,442,107	521,209	13,963,316	521,209	0	0	0	○ 低所得者等支援給付金 給付事業	10 需用費	消耗品費 350
									11 役務費	郵便料 1,900 情報通信費 59 手数料 800
									12 委託料	委託料 18,100
									18 負担金、補助及び交付金	低所得者等支援給付金 500,000
計	16,879,092	521,209	17,400,301	521,209	0	0	0			

第 3款 民生費 第 1項 社会福祉費

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月22日

熊谷市長 小林 哲也

市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例

市長及び副市長（市長が別に定める者に限る。）の令和6年2月及び同年3月の給料は、熊谷市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費等に関する条例（平成17年条例第48号）別表第1に規定する給料月額に10分の1を乗じて得た額を減じてそれぞれ支給する。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

議案第 1 2 号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成 1 7 年条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 号中「戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）」を「戸籍証明書」に改める。

別表第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

1 2 の 2	戸籍電子証明書 提供用識別符号 の発行（地方公 共団体の手数料 の標準に関する 政令に規定する 総務省令で定め る金額等を定め る省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に規定する電子 情報処理組織を 使用する方法に よる場合又は同 一事項の戸籍の 謄抄本若しくは 戸籍証明書と同 時に請求する場 合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件に つき 4 0 0 円
------------	--	-----------------------------------

別表第 1 3 号中「除かれた戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）」を「除籍証明書」に改める。

別表第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

1 4 の 2	除籍電子証明書の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第 1 条の 2 に規定する電子情報処理組織を使用する方法による場合又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円
------------	---	-------------------------------

別表第 1 5 号中「又は届書その他の書類の記載事項の証明書」を「、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書」に改める。

別表第 1 6 号中「その他の書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改める。

別表中第36号の2を削り、同表第36号の3中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和32年政令第43号)」を加え、同号を同表第36号の2とし、第36号の4を第36号の3とする。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表中第36号の2を削り、同表第36号の3中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和32年政令第43号)」を加え、同号を同表第36号の2とし、第36号の4を第36号の3とする改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正等に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに徴収等するとともに、特定の民間再開発事業の認定申請に係る手数料を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 3 号

熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

熊谷市スポーツ推進審議会条例（平成 1 7 年条例第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(3) 公募による市民

附 則

この条例は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市スポーツ推進審議会の委員に公募による市民を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第14号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第226号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第15号

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例（平成18年条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「特定屋外タンク貯蔵所（」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び」を加え、

		岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	5,930,000円	を
--	--	------------------	-------------------------------	------------	---

		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上	2,360,000円

		100,000キ ロリットル未満の もの		
		危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以 上200,000 キロリットル未満 のもの	2,740,000 円	に
		危険物の貯蔵最大 数量が200,000 キロリットル以 上300,000 キロリットル未満 のもの	5,640,000 円	
		危険物の貯蔵最大 数量が300,000 キロリットル以 上400,000 キロリットル未満 のもの	7,240,000 円	
		危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	8,790,000 円	
	岩盤タンクに 係る屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル未満 のもの	5,930,000 円	

改める。

別表3の項及び4の項中「及び準特定屋外タンク貯蔵所」を「、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置に係る許可の申請に対する審査手数料等を新たに徴収するとともに、文言の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第16号

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第10項中「6月以上」を「2月以上」に、「以下この条」を「次項及び第12項（これらの規定を第6条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次の4項を加える。

- 14 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が2月以上の者（規則で定める者を除く。）で6月1日及び12月1日（以下この項及び第16項（これらの規定を第6条第6項において準用する場合を含む。）において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、その者の基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。
- 15 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 16 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。
- 17 前3項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職常勤職員の例により支給する。

第3条第1項第2号中「1万5,000円」を「2万円」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、「第13項」

を「第 1 7 項」に改める。

第 4 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 6 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 5 項中「、「以下この条」とあるのは「第 6 条第 5 項において準用する第 2 条第 1 1 項及び第 1 2 項」と」を削り、「第 2 条第 1 1 項」と」の次に「、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と」を加え、同条に次の 1 項を加える。

6 第 2 条第 1 4 項から第 1 7 項までの規定は、第 2 号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第 1 4 項中「者（規則で定める者を除く。）」とあるのは「者」と、同条第 1 6 項中「前項」とあるのは「第 6 条第 6 項において準用する第 2 条第 1 5 項」と、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第 1 7 項中「前 3 項」とあるのは「第 6 条第 6 項において準用する第 2 条第 1 4 項から第 1 6 項まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 熊谷市職員の育児休業等に関する条例(平成 1 7 年条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「令和元年条例第 3 3 号」の次に「。次項において「会計年度任用職員報酬等条例」という。」を加え、同条第 2 項中「第 1 6 条の 4 第 1 項」の次に「又は会計年度任用職員報酬等条例第 2 条第 1 4 項」を加え、「(地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(次条におい

て「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する」を加える。

(熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第224号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、第13条」を削り、同条第2項中「第12条」の次に「及び第13条」を加え、「6月」を「2月」に改める。

令和6年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方自治法」の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 17 号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 | (仮称)道の駅「くまがや」整備事業(その1) |
| 2 | 場 所 | 熊谷市池上地内 |
| 3 | 概 要 | (1) 設計
(2) 土木工事
(3) 土木工事の監理
(4) 開業準備
(5) 維持管理
(6) 運営 |
| 4 | 契 約 金 額 | 2,683,099,126 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市太井 1827 番地
熊谷 R S マネジメント株式会社
代表取締役 林 隆 志 |
| 6 | 契 約 期 間 | 契約締結の日から令和 25 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

(仮称)道の駅「くまがや」整備事業の事業契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第 18 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 20627 号線	下奈良字中妻西 6 1 5 番 3 地先	
		下奈良字中妻西 6 2 1 番 2 地先	
2	市道 41135 号線	美土里町二丁目 7 0 番 5 地先	
		美土里町二丁目 7 0 番 1 0 地先	

議案第 19 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により、
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

和田吉野川の改修工事及び県道本庄妻沼線の拡幅区間の供用開始に伴い、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 90412 号線	平塚新田字下耕地 4 0 番 1 地先	
		平塚新田字下耕地 4 1 番地先	
2	市道 妻沼3374 号線	永井太田字西南 1 3 3 7 番地先	
		永井太田字間の道 1 2 8 1 番 1 地先	